

## 第28号議案

品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

品川区後期高齢者医療に関する条例（平成20年品川区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「毎月末日」を「7月から翌年3月までの各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「12分の1」を「9分の1」に改め、同条第4項中「算定した」の次に「各納期に係る」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項、第3項および第4項の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する保険料について適用する。

（説明）後期高齢者医療の保険料の普通徴収に係る納期限等を見直す必要がある。